平成２２年（フ）第７２号
長崎県大村市諏訪２丁目513番地、前住所長崎県大村市諏訪２丁目512番地
債務者　中尾　憲治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
長崎県諫早市小野町765番地１
債務者　道辻シズ子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
長崎県諫早市川内町143番地１　エトワール末吉Ｂ棟202号、前住所長崎県諫早市天満町１番31号
債務者　林田　栄次
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
長崎県諫早市川内町143番地１　エトワール末吉Ｂ棟202号、前住所長崎県諫早市天満町１番31号
債務者　林田紀代恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
長崎県諫早市八天町20番５号　ユートピア八天506号
債務者　旬鮮市場海進こと　山口　洋平
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長崎県大村市小路口本町492番地３、レオパレス小路口本町Ⅱ203号室、前住所長崎県大村市杭出津２丁目541番地６
債務者　松永　輝己
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
長崎県諫早市多良見町舟津614番地　伊木力舟津住宅Ａ棟301号
債務者　小川美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
岩手県釜石市定内町１丁目５番６号、旧住所山形県長井市五十川1251番地の９
債務者　高橋　裕之
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2563番地６
債務者　吉田　富雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
新潟市中央区上所１丁目12番Ａ―920号、前住所新潟市中央区美咲町１丁目９番21号サーム美咲806号
債務者　中山　隆志（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
新潟市北区笠柳836番地、前住所新潟市東区中興野２番27号　ＭハイツⅣ203号
債務者　水澤　寿子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６３号
新潟市西蒲区割前43番地２　レジデンス割前103
債務者　横山　一美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７号
新潟市東区紫竹５丁目19番３号　シティライフ２―２号、前住所新潟市東区中野山６丁目２番８号　ハイツ渡辺201号
債務者　齋藤　福勝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９９号
愛知県小牧市大字小牧原新田1896番地２　オレンジアベニュー102号
債務者　清藤多賀子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字金屋405番地13
債務者　小畑　和恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番４―505号
債務者　山内　恵子（旧姓酒折）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市宮前町４丁目４番15号
債務者　田中　教博
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部